

JA秋田県青年部協議会
2017年版ポリシーブック



JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有を目指すものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を集結し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を併せ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参加し、JA運動の先頭に立つ。

次代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、明日の担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する

目 次

ポリシーブックとは	
秋田県農業協同組合青年部協議会について	
1. 国際貿易交渉について	
2. 県内農業について	
1) 米について	
2) 園芸作物について	
3) 農地中間管理機構について	
4) 担い手支援について	

ポリシーブックとは

<政策提案としてのポリシーブック>

食料・農業・地域社会を取り巻く状況が日々変わるなか、農業経営に大きく関わる課題について様々な議論が行われています。そうした中で、われわれ若手農業者の想いを、対話を通じて伝えていく農政運動の取り組みが重要になってきます。

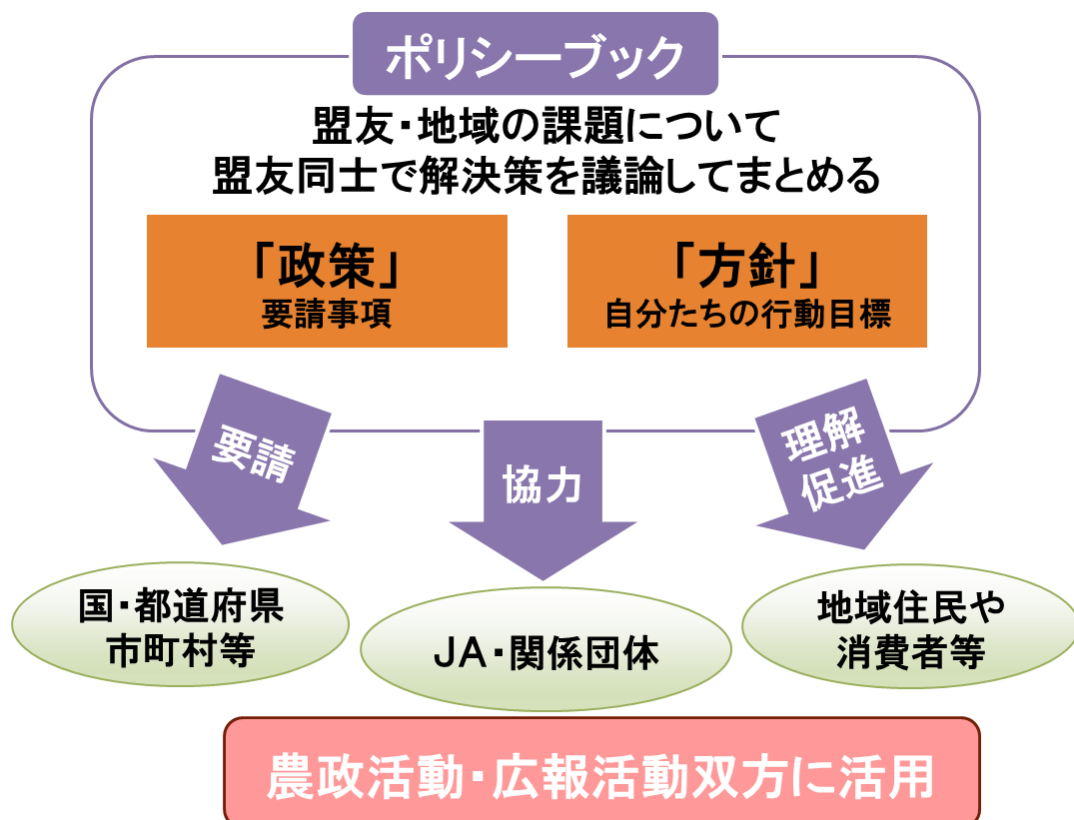
将来の日本農業を担う若手農業者が安定した農業経営を行うためには、農業政策の基本となる部分が制度的に安定していることが重要であり、政争の具とされることはあってはなりません。

そのためには農業者の立場から農業政策について自らの考えを持ち、現場の声を積み上げ、その政策を支持する国会議員等を応援していくことが、長期的な視点で農業政策に自分たちの意見を反映させ、かつ安定した制度を築くために必要な取り組みであると考えています。

<行動目標としてのポリシーブック>

ポリシーブックには、課題の解決策を政策として提言するだけでなく、まず自分達で解決に向けて取り組むべきことを明記しています。

農業に関する要請を行うと「また農業団体が補助金欲しさに要請活動しているぞ」などといわれなき批判をされることがしばしばありますが、わが国の責任ある農業者として、課題解決に向けまず自分達が努力していくことで、地域住民や消費者なども含めた幅広い関係者に理解を求めていきます。



秋田県農業協同組合青年部協議会について

- 創 立 昭和 28 年 3 月 17 日（創立 64 年目）

- 盟友数 1,677 名（H29 年 2 月末現在）

- 構成組織 15JA

- 代 表 委員長 安 田 淳 一

- 県青協役員
 - 委員長 安 田 淳 一 （JA秋田みなみ）
 - 副委員長 佐 川 長 範 （JA秋田おばこ）
 - 副委員長 小 沼 泰 久 （JAう ご）
 - 委 員 石 川 昌 広 （JAか づ の）
 - 委 員 佐 藤 岳 杜 （JAあ き た 北）
 - 委 員 成 田 直 生 （JA鷹 巢 町）
 - 委 員 大 塚 裕 成 （JAあきた白神）
 - 委 員 米 森 雄 大 （JA秋田やまもと）
 - 委 員 古 戸 敏 （JAあきた湖東）
 - 委 員 中 泉 松 司 （JA新 あ き た）
 - 委 員 佐々木 健 （JA秋田しんせい）
 - 委 員 藤 原 洋 介 （JAこ ま ち）
 - 特別委員 安 田 尚 （JA秋田みなみ）
 - 代表監査委員 永 須 巧 （JA秋田ふるさと）
 - 監査委員 鈴 木 豊 （JAあきた北央）
 - 監査委員 佐 藤 慎太郎 （JA大 湯 村）
 - 顧 問 石 垣 博 隆 （JAあ き た 北）

○ 基本活動方針（平成30年度）

1. JA青年部ポリシーブックを基軸とした青年部活動の展開
2. 交流会・学習会開催による青年組織の基盤強化
3. 青年部盟友による積極的な情報発信と国民階層との相互理解促進
4. JA運営への参画及び政策提言活動の展開
5. 全青協・ブロック青年組織、他団体との連携促進

1. 国際貿易交渉について

○ 現状

平成 29 年 1 月に TPP 交渉からアメリカが離脱して以降も、アメリカを除く 11 カ国での TPP 協定の発効を目指す動き（現状、大枠合意に至ったところ）があるほか、日 EU 間の EPA 交渉の大枠合意や、中国など東アジア圏における RCEP 交渉の合意に向けた動きなど、国際貿易交渉の状況はいっそう複雑化し、先行きに対して農業者は大きな不安を覚えている。

自由貿易推進の状況下に対応するためには、GAP 認証などの農業生産にかかる国際規準について国内の農業者の理解を醸成し、競争力がある分野が今以上に国内外で販路を拡大できるように努める必要がある。

しかし、競争条件が明らかに不利である分野については、所得安定対策や条件不利地域対策などの万全な国内対策が必要である。加えて、我が国の食料自給率の現状を踏まえても、適切な国境措置は不可欠であることを十分に意識することが求められる。

○ 個々の農家が努力すること

1. 日々メディア等を活用して情報収集を怠らない。
2. 青年部において国際貿易交渉について深く議論し、農業者の声を反映させる。
3. 海外産農産物との差別化を図るため、自分達の農産物の品質向上を図る。
4. GAP 認証の取得など、国内外の基準に合致した生産についての理解を深める。

○ JA と一体となって努力すること

1. JA が生産・集荷する農産物が今後国内外の販路を確立・拡大していくために、JA が団体としての GAP 認証や HACCP 認証の取得を進める。

○ 行政への要請

1. 農家に対する情報開示の徹底を図るとともに、丁寧な説明の場の設定。
2. 食料安全保障の観点も加味した国内農業の保護政策の維持。
3. 国際的な認証制度に対応した取組を行う生産者への GAP 認証の取得の奨励・支援。

2. 県内農業について

1) 米について

○ 現状

本県の農業生産額全体に対する米の割合は5割以上と高い水準にあり、本県の農業生産額や農家所得は米価等によって大きく変化するうえ、米価水準の低迷に対し再生産が可能となる価格・所得の確保対策が必要となっている。

そのような状況下で、平成30年より米の生産数量目標の配分が廃止され、直接支払交付金（7,500円/10a）も廃止される予定であることから、米の需給バランスの先行きが不透明であることに加え、安定した中長期的な営農計画を立てることが困難になっている。

○ 個々の農家・JA青年部が努力すること

1. 生産コスト低減や園芸作物等、米以外の作物導入によって農業経営の確立に努める。
2. 米の需給調整について理解を深め、飼料用米や転作への取り組みを通じ主食用米依存からの脱却を図る。

○ JAと一体となって努力すること

1. JAや県、市町村、関係機関、メディア等を通じて積極的に情報収集し、地域・組織で情報の共有を図る。
2. 需要に応じた米生産の実施に向け、JAと地域の生産者との連携を密に図る。

○ 行政への要請

1. 農業者の長期的な営農計画に支障が出ないように、長期的な政策を確立すること。
2. 農業現場の声を反映した政策、とりわけ、担い手経営安定や中山間地に係る政策を措置すること。
3. 米の需給均衡に向けて、農業再生協議会を中心に生産者の理解促進に向けた丁寧な説明を行うとともに、長期に渡り飼料用米の再生産を可能にし、農家所得の十分な補償が可能となる補助政策の策定。

2) 園芸品目について

○ 本県の現状

本県の農業生産額は東北地方最下位であり、かつ平成27年の農業生産額は平成元年の6割を切るなど、東北地方でも農業生産の縮小が顕著な県の一つである。

東北地方の他県と比較して見ると、いずれの県も米の生産額の減少に伴い農業生産額全体も減少傾向にあるものの、園芸生産額の割合が大きい県についてはその影響が小さい。このことから、米偏重の農業生産構造からの脱却と、園芸生産の定着および拡大は本県農業における至上命題である。

しかしながら、少子高齢化による労働力人口の減少により、園芸生産の拡大に伴う労働力確保が困難な状況にある状況に加え、近年は大雪による果樹の樹体の損傷や落果をはじめ、自然災害による農業被害も相次いでいることなど、安定した園芸生産に向けた課題が山積している。

○ 個々の農家・JA青年部が努力すること

1. 個々の農家が、米と園芸作物との複合経営の確立に努める。
2. 青年部や生産部会などを通じ、新たな園芸品目の導入に向けた情報の収集・共有を図る。

○ JAと一体となって努力すること

1. JAの持つ集荷・販路形成・加工・販売などの機能を活かすため、JAとともに農家が需要に合致した園芸作物を生産する体制を構築する。
2. 園芸品目を担当する営農指導員の育成など、JAによる組合員や生産部会への指導機能を強化する。
3. 県が実施する園芸メガ団地事業を始め、行政が主導する園芸振興事業の事業実施者としてJAが参画するなど、行政と農家の橋渡し役となる。

○ 行政への要請

1. 時期により大きく価格が上下する園芸作物に対し、災害による損失や価格下落への対応が可能となる補助政策の円滑な実施。
2. 園芸生産拡大に取り組む経営体が、安定した労働力の確保を可能とする政策・支援体制の整備。
3. 園芸メガ団地事業など、園芸生産の拡大と同時に、新規就農者の技術取得や営農活動の受け皿となる効果が期待できる園芸生産拠点のさらなる整備。

3) 農地の担い手集積について

○ 本県の現状

平成28年の本県における農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積面積目標は3,000haであり、実績は3,120haだった。目標は達成したものの、受け手ニーズに応じた面的な農地集積ができていない実態がある。

その理由としては、関係農家の周知不足があげられる。受け手ニーズに沿った農地集積を円滑に進めるためにも、現場での農地利用を含めた地域農業ビジョン等の策定が大きな課題である。

○ 個々の農家・JA青年部が努力すること

1. 農地中間管理機構を利用するにあたり、集積後にどのように農地を活用するかという点を予め入念に計画する。
2. 家族経営内における農地の権限者を日頃から整理することなど、利用を円滑に進めるための受け手としての事前の準備を怠らない。

○ JAと一体となって努力すること

1. 農地中間管理機構事業・政策に関して情報収集し、地域・組織にて情報共有を図る。

○ 行政への要請

1. 国の政策の拡充に基づく積極的な情報発信、とりわけ農地の受け手・出し手が農地中間管理機構事業を活用するメリットを明確に伝えることにより、担い手への農地集積を推進する。
2. 農地の出し手や受け手、地域との対話を密にし、人・農地プランを円滑に実践する等、実務担当者の育成・充実。

4) 担い手支援について

○ 本県の現状

全国的に少子高齢化が進行していく中、平成 28 年度時点での本県は総人口に占める満 65 歳以上割合が 34.7%であり、さらに農業従事者における高齢者の割合は 6 割を越えていることから、本県農業の高齢化問題が深刻であることが伺える。

加えて、若年人口の県外流出が増えたことにより、農業・農村の後継者不足や過疎化が進行しており、このままでは農業政策や農業情勢等の変化と相まって、地域農業の維持や農地の保全などに支障が生じる恐れがある。

また、新規就農者に対する支援について、青年就農給付金など就農の入り口段階の支援は充実しているが、就農後の経営指導や経営展開の支援など、その後の対策が不十分である。

このため、若い農業者が担い手経営体として経営規模を拡大していく過程で、経営上の負担を軽減すべく様々な面から支援することが求められる。

○ 個々の農家・JA青年部が努力すること

1. JA 青年部活動を通して、農業経営のノウハウや優良事例紹介等の情報提供や、学習会の開催を積極的に行い、新規就農者の技術習得や知識の蓄積等を促進する。
2. 新規就農者を含む若手農業者に対し、農協青年部への積極的な参画を呼びかけ、仲間づくりを行う。

○ JAと一体となって努力すること

1. JA による無料職業紹介事業などを通じて組合員間等の労働力確保・調整に努める。
2. 児童に対する食育活動などを通じ、地域の若い世代を将来の担い手・後継者候補と位置づけた教育・PR 活動を展開する。

○ 行政への要請

1. 就農後の経営指導や経営展開に必要な経営資源を充実させ、新規就農者が中長期に渡り安定的な農業経営を確立できる施策の検討。
2. 就農後ある程度の期間が経過した中堅農家に対しての支援の充実。
3. 若手農業者への農地一極集中による負担を緩和するため、職業紹介事業による労働力の提供や、雇用を前提とした経営体の法人化への支援などの労働力対策の拡充。
4. 行政の農林水産関係部署や国会・県議会・市町村議会議員の方々と若手農業者の意見交換の場の設定。

